令和６年度スタートアップ・ファイナンス支援業務委託仕様書

１　業務名

令和６年度　経商産政委第９号　スタートアップ・ファイナンス支援業務（以下「本業務」という。）

２　本業務の目的

スタートアップの成長を促進するためには、スタートアップの財務基盤を強化するための資金供給リソースが必要であるが、その中心的な役割を担う投資家・ＶＣ（ベンチャーキャピタル）等が地域で不足している状況である。また、本市のスタートアップ施策においては、スタートアップと地域との共創による社会課題解決促進を重点に展開することから、社会課題解決の担い手の事業成長の下支えや、インパクト投融資の呼び込みが必要となる。

静岡市内において、スタートアップが成長できる環境を構築するために、多様な投資家・ＶＣとのネットワークを強化し、地域に積極的に誘引するとともに、社会課題解決に取り組むスタートアップの持続的成長につながる支援スキームの開発等により、スタートアップの資金調達の円潤化及びエコシステムの形成を図る。

３　業務概要

本市の資金調達環境の強化に向け、スタートアップへの財務アドバイスや資金調達支援、地域への投資家・ＶＣの呼び込み、本市のソーシャルイノベーションのエコシステム形成に向けた資金調達支援施策の戦略策定として、以下の業務を行う。

1. 本市のプログラム採択スタートアップ等への財務アドバイス・資金調達にかかる各種支援
2. 投資家・ＶＣ等の呼び込みに向けた制度の創設・運営
3. 投資家・ＶＣ等とスタートアップとの定期ミートアップ機会の提供
4. 勉強会の開催
5. 本市の資金調達支援施策への助言、提言
6. その他、本業務の目的の達成に必要な業務

また、各業務において、本業務の目的及び事業目標を達成するため、業務スケジュールごとの進捗目標を設定する等、事業の進捗を図れるようにし、定期的に進捗状況を報告すること。

４　業務内容

　本業務を円滑かつ効果的に実施するため、事業を統括・管理するプロジェクトマネージャーを配置し、以下の業務を行うこと。

1. プログラム採択スタートアップ等への財務アドバイス・資金調達にかかる各種支援
2. 委託者が別に実施する、スタートアップを対象としたプログラムの採択者（20社程度）を中心に、個社のニーズに応じて、財務・資金調達に関する相談受付・支援を行うこと。
3. スタートアップが気軽に相談できるように、適切な相談受付体制を整備すること。
4. 投資家・ＶＣ等の呼び込みに向けた制度等の構築・運営
	1. 本市におけるスタートアップの資金調達機会の増加に向けて、多様な投資家・ＶＣ等を呼び込み、関係性を構築するために、地域の現状を加味したうえで、適切な制度・仕組みを提案し、その構築及び運営を行うこと。
	2. 制度設計や呼び込みを想定する投資家・ＶＣ等については、本市のスタートアップ施策において、スタートアップとの共創による社会課題解決促進や社会的インパクトの創出及びエコシステム形成に向けた環境整備を重点に取り組むことを念頭に、別に実施する事業との相乗効果が生まれるような提案を行うこと。
5. 投資家・ＶＣ等とスタートアップとの定期ミートアップ機会の提供
6. スタートアップがＶＣ等のメンタリングを受けられるミートアップイベントを定期的に開催すること。なお、イベントの実施場所・実施回数・参加人数想定について、提案書に記載すること。
7. ミートアップイベントに参加するＶＣ等との各種調整、支援方針のすり合わせ、実施後のフォローアップ、旅費等必要経費の支払いを行うこと。
8. ミートアップイベントに参加するスタートアップの募集・発掘を行うこと。募集にあたり、市内の大学やインキュベーション施設等のスタートアップ支援機関と連携すること。
9. 勉強会の開催
	1. スタートアップの資金調達に関する理解を向上させ、スタートアップの成長やスタートアップ型起業への関心増加につなげるための勉強会を開催すること。
	2. 事業会社のスタートアップ投資の機運を醸成させるため、事業会社向けのスタートアップ投資に関する勉強会を開催すること。
	3. 勉強会に参加するスタートアップや事業会社等の募集を行うこと。
10. 本市の資金調達支援施策への助言、提言

本市における資金供給リソースを調査し、ソーシャルイノベーションのエコシステム形成に向けて必要な資金調達支援策や取組みの提言を行うこと。

1. その他、本業務の目的の達成に必要な業務
2. 経費の支払い、各種調整

本業務の実施にあたり必要な会場の手配、投資家やＶＣに対する謝金・旅費や会場費の支払い、事業に参加する関係者との調整業務を行うこと。

1. ウェブサイト作成、情報発信

本事業のウェブサイトを作成し、上記「(2)投資家・ＶＣの呼び込みに向けた制度等の構築・運営」の情報やイベント情報、事業実績等を掲載すること。スタートアップや事業会社、その他ステークホルダーに対して本事業を広く情報発信すること。なお、事業期間終了後に引き続き委託者において運用できるよう、必要な対応を行うこと。

1. 市内企業の巻き込み

当事業の実施にあたって、ＶＣ等と市内の事業会社との接点を積極的に作ることで、市内企業の、投資を切り口としたスタートアップとの共創に誘引するきっかけづくりに努めること。

1. スタートアップ関連事業との連携

委託者が別に実施するスタートアップ関連事業及び静岡市コ・クリエーションスペースと十分に連携を図るとともに、本市が実施するスタートアップ向けプログラムの成果発表会にＶＣ等の参加を促すこと。また、静岡県内の自治体・スタートアップ支援機関・教育機関・金融機関等との連携に努めること。

1. 地域活性化起業人との連携

今後、産業政策課において受け入れ予定の地域活性化起業人（三大都市圏に所在する企業等が社員を地方公共団体に派遣し業務に従事する、総務省の企業人材派遣制度）と連携し、効果的に事業を実施すること。

５　留意事項

1. 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者等と密に連携し進めるものとする。なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっても同様とする。
2. 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、委託者の了解を得なければならない。
3. 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報及び秘密について、第三者に漏洩してはならず、自己の利益に決して利用しないこと。
4. 本業務により作成した成果品及びその著作権、使用権等の諸権利は、データを含めて委託者に帰属するものとし、委託者の承認を受けずに他に公表、貸与または使用しないこと。
5. 業務実施に際し、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを受託者が行うものとし、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は当初の金額に含むものとする。なお、万が一、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受託者の責任において処理するものとする。
6. 業務実施に際して重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。
7. 本業務は、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を利用するものである。本委託業務完了後、本業務にかかる会計帳簿及び証拠書類を、市または会計監査部署等の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるように５年間保存すること。

６　その他

(1)業務の履行

①本業務の実施に当たっては、労働関係諸法その他各種関係法令等を遵守すること。

②受託者は、委託者と適宜、連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。

③受託者は、疑義や事故等が発生した場合は、速やかに委託者に報告・協議して適切な対応をとること。

(2)業務の報告

受託者は、業務完了後、仕様に基づく業務完了報告書を速やかに委託者に提出すること。ただし、その内容にあっては、委託者と協議・調整の上、決定するものとする。